

法人名義の預金口座が狙われています

大阪弁護士会 民暴委員会 副委員長
弁護士法人中央総合法律事務所
弁護士 高橋 瑛輝

1 はじめに

近年、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害が急増し、現在も深刻な状況が続いています。本コラム読者の中には、これらの詐欺において被害に遭うのは基本的に個人であり、会社（法人）にはあまり関係がないと考える方も多いかもしれませんが、取引先や自社の経営者等になりすまして偽の電子メールを送って振込先口座の変更を指示するなどして入金を促す「ビジネスメール詐欺（BEC : Business Email Compromise）」と言われる手口で多額の被害に遭う会社もあります¹。

もっとも、今回のコラムで取り上げたいのは、このように会社（法人）が被害者になってしまう場面ではなく、むしろ、犯罪者・反社会的勢力にうっかり加担してしまう場面についてです。そう聞くと、「まさか自社が犯罪者・反社会的勢力に加担するようなことはあり得ない。」と思われたかもしれませんが、巧みに適法な取引を装って近づいてくる可能性もあり、油断は禁物です。

2 法人口座の悪用事案

（1）リバトン・グループ事案

令和 6 年 7 月、大阪府警によって「リバトン・グループ」と称する犯罪グループが検挙されたことをご記憶の方も多いのではないのでしょうか。

これは、報酬目的で実体のない法人の代表者となる者を SNS 等で募り、方法を指南した上で法人の設立及び法人名義口座の開設をさせ、同法人名義口座を利用して犯罪収益をマネー・ローンダリングしたとされる事案です。この事案では、約 500 の実体のない法人と約 4,000 の法人名義口座を組織的に管理して、他の犯罪グループが実行した特殊詐欺、SNS 型投資詐欺、オンラインカジノ等による犯罪収益のマネー・ローンダリングを請け負っていた実態が明らかになっています。

このように、犯罪組織によって反復継続して実行され、多額の収益を生み出す犯罪において、実体のない又は実態の不透明な法人が悪用されており、さらに、

¹ BEC の事例や対策については、独立行政法人情報処理推進機構のホームページが大変参考になります。是非ご一読ください。 <https://www.ipa.go.jp/security/bec/index.html>

犯罪組織が支配する法人名義口座が、犯罪収益の隠匿先や犯罪収益を経由させるトンネル口座として悪用されているのです。

その背景には、個人口座に比べ、法人口座は日々の入出金が頻繁・多額でも不審に思われにくいなどの特徴が挙げられるでしょう。

（２）既存法人を悪用するケース

法人口座の悪用は、初めから悪用する目的で設立された法人を利用するケースばかりではありません。

報道によれば、引き出す額の数％程度の報酬を目当てに、日本の中小企業が安易に口座を貸したケースも少なくないようであり、摘発例をみると、海外の犯罪グループとつながりのある日本在住の外国人が中小企業の経営者を勧誘していることが多いようです。

具体例として、海外の犯罪グループがビジネスメール詐欺で海外企業から騙し取った金の送金を受けたコンサルティング会社の会長が組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）罪などで逮捕・起訴された事案が挙げられます。会長は知人から送金額の２％の報酬で口座を貸してほしいと持ち掛けられ了承し、銀行で入金理由を問われると「LED 電球の仲介貿易代金」と嘘を言い、偽造の取引書類を提示したということです²。

他の事例として、国際ロマンス詐欺で騙し取られた金を自社の口座で受け取り、商取引と偽って現金を引き出したとして会社経営者が逮捕・起訴された事案もあります。この会社経営者は、引き出した金の一部を報酬として手にし、残りの大半を詐欺組織のメンバーに手渡した可能性があるとされ、会社の経営不振から報酬目当てに飛び付いたとみられるとのことです³。

３ 適法に自社の口座を使わせることも出来る？

受け取る金が犯罪収益であると知りながら自社の口座を使わせる場合、それ自体が犯罪行為として処罰されても仕方ないものであり、そうした行為を引き受けることは言語道断と言わざるを得ません。

では、依頼企業の事業内容を説明され、あくまで適法な資金であると説明されたうえで、その依頼企業の売上金を自社の口座で代わりに受け取り、手数料を差し引いたうえで現金で引き出したり別の会社に送金したりするだけであればどうでしょうか。

² 日本経済新聞「国際的マネロン、日本の中小法人口座に狙い」（2020年9月27日）。

³ 中日新聞「名古屋の会社がマネーロンダリングに関与？銀行も見破れなかった国際ロマンス詐欺の換金術」（2024年2月18日）。

実は、現在のところ、このような行為自体に対する法規制はありませんので、直ちに違法ということにはなりません⁴。

しかし、そうであるからといって、安易にこのような取引に手を出してよいもののでしょうか。自社口座を有しているはずの企業が、貴社に対して、わざわざ手数料を支払ってまで、貴社口座での売上金の受取りを依頼する合理的理由は何でしょうか。現金を介して、又は、他社口座を経由して売上金の引渡を求める合理的理由は何でしょうか。適法な資金であるとの説明は、どれだけ信頼できるものなのでしょうか。それは、貴社自身が確かめた結果でしょうか。今後も適法であり続ける保証はあるのでしょうか。万一、詐欺その他の違法行為によって得られた収益が含まれていた場合に、被害者からの要請により貴社口座が凍結されたら⁵、貴社の本来の事業はどうなるのでしょうか。被害者から損害賠償請求を受ける可能性は無いのでしょうか。その際、貴社の過失が認定されずに済むのでしょうか。

本業の調子が思わしくないとき等には、こうした取引を通じて発生する手数料は魅力的に映るかもしれませんが、無用なリスクを負うことがないように適切な経営判断が求められると思います。

以上

* 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

* 禁転載

⁴ なお、本コラム執筆日（2024年12月16日）現在、金融庁金融審議会に設置された「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」において、金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を収受し、当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行為を典型とする収納代行のうち、国内と国外との間で資金移動が行われるもの（いわゆる「クロスボーダー収納代行」）については、業規制の導入に向けた議論が進められています。

⁵ 振り込め詐欺救済法3条1項では、「金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。」と規定されており、警察や弁護士、司法書士などから凍結要請があれば、基本的に金融機関は当該口座を凍結することになります。後日凍結が解除されることもあり得ますが、そこに至るまでには相応の時間・労力等を要することは避けられません。